

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

令和6年12月27日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
環境省環境再生・資源循環局

この度、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）第3条において、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。基本方針では、具体的な策定事項として、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を定めることとしており（法第3条第2項第2号）、これを達成するために食品関連事業者が取り組むべき措置に関しては、その措置の判断基準となるべき事項を主務省令で定めることとされており（法第7条）、具体的な判断基準は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号）（以下「判断基準省令」という。）において定められています。

本年（2024年）は、2019年の基本方針から5年が経過し、基本方針の見直しの時期となっており、新たに食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を定めることとしています。この新たに定める目標の達成に向けては、上記の先進的な取組が、一部の食品関連事業者だけでなく、より多くの食品関連事業者に実施されることが必要となっています。しかし、現行の判断基準省令においては、こうした取組は、食品関連事業者が取り組むべき措置の基準として記載されていないことから、今後新たに判断基準省令に明記する必要性が生じました。

このことについて、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合における検討も踏まえ、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案」を取りまとめたところで

あり、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課食品リサイクル担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年12月27日～令和7年1月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める
省令の一部を改正する省令案

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、令第 号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年農林水産省、厚生労働省、

財務省、経済産業省、令第四号）の一部を次のように改正する。

国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(食品廃棄物等の発生の抑制) 第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 四 (略) 五 未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動のために当該食品の提供に努めること。 六 (略) 七 食品の製造又は加工を行う食品関連事業者については、次に掲げる措置の実施に努めること。 イ 賞味期限(食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第二条第一項第八号に規定する賞味期限をいう。ロにおいて同じ。)の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。 ロ 食品の特性に応じて、製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長すること。 ハ 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること。 九 (略) 2 (略) (情報の提供) 第十条 (略) 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における第三条第一項第五号の活動のために提供した食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を、有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。	(食品廃棄物等の発生の抑制) 第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 四 (略) (新設) 五 (略) (新設) 六 (略) 2 (略) (情報の提供) 第十条 (略) 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）に対する
意見募集要領

令和6年12月27日

農林水産省大臣官房 新事業・食品産業部
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

環境省環境再生・資源循環局総務課
リサイクル推進室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）においては、同法第3条及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成13年政令第176号）第3条の規定に基づき、概ね5年ごとに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を定め、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進することとされています。

前回の見直しから5年が経過している状況のなか、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会では、合同会合を開催し、食品リサイクル法の施行状況の点検等に係る審議を行い、令和6年12月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」を取りまとめました。本報告書を踏まえ、合同会合にて取りまとめられた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）」について、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2. 意見公募の対象

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

（東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省別館4階）

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年12月27日（金）～令和7年1月25日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

※可能な限りこちらの方法で御提出ください。

(2) 電子メールを利用する場合（意見提出用紙を添付してお送りください。）

下記の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

電子メールアドレス：hairi-recycle@env.go.jp

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 宛て

（電子メールの件名を「『食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）』に対する意見」としてください。）

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用ください。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっているので御留意ください。

(3) 郵送する場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

パブリックコメント担当 宛て

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

頂いた意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合又は個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、本案に対する意見公募に関する業務（意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認）にのみ利用させていただきます。

環境省環境再生・資源循環局総務課
リサイクル推進室 パブリックコメント担当 宛て

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）
に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	

食品循環資源の再生利用等の促進に関する
基本方針（案）

1
2

3 目次

4	一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向	2
5	1 基本理念	2
6	2 関係者の取組の方向	2
7	イ 食品関連事業者	3
8	ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等	3
9	ハ 消費者	4
10	ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者	4
11	ホ 国	4
12	ヘ 地方公共団体	5
13	3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向	5
14	イ 発生の抑制	6
15	ロ 再生利用	6
16	(1) 飼料化	7
17	(2) 肥料化	7
18	(3) きのこと類の栽培のために使用される固形状の培地への活用	8
19	(4) 飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用（メタン化等）	8
20	ハ 熱回収	9
21	ニ 減量	9
22	二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標	9
23	1 発生の抑制に係る目標	9
24	2 事業系食品ロスの削減に係る目標	10
25	3 再生利用等の実施率に係る目標	10
26	三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項	11
27	1 食品関連事業者の取組の促進	11
28	イ 食品関連事業者全体の取組	11
29	ロ フランチャイズチェーン等における取組	11
30	ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組	12
31	ニ 定期報告制度の運用	12
32	ホ 食品関連事業者への指導等	12
33	2 官民を挙げた食品ロスの削減	13
34	イ 食品関連事業者	14
35	(1) 食品製造業者	14
36	(2) 食品卸売業者及び食品小売業者	14
37	(3) 外食事業者	14

1	ロ 消費者	14
2	ハ 国及び地方公共団体	15
3	3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理	
4	の促進	15
5	4 再生利用事業計画認定制度等の推進.....	16
6	5 施設整備の促進	16
7	6 国と地方公共団体との連携等を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進	17
8	7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組	18
9	8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発	19
10	9 研究開発及び新技術活用の促進.....	19
11	四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普	
12	及に係る事項.....	19
13	五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項.....	20
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		

我が国では、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「法」という。）の制定当時、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄され、消費段階において大量の食べ残しが発生していた。このようにして生じた食品廃棄物等の大部分は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されていた。一方で、こうした大量廃棄に伴う処理費用が社会全体の負担になっていることや最終処分場の残余容量のひっ迫等の廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた。このような状況の中で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的として、法が制定された。その後、重量ベースで見た我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等（食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制（国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）の削減を含む。）及び減量をいう。以下同じ。）の実施率（以下単に「実施率」という。）は、二〇〇一年度の三十七パーセントから二〇〇五年度の五十二パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、一部の業種から発生する食品循環資源については、依然として十分に再生利用等がなされず、大量に、かつ、単純に焼却処理されていたことから、食品循環資源の再生利用等を促進するための食品関連事業者に対する指導の強化と再生利用等の取組の円滑化を目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号。以下「改正法」という。）が制定された。

改正法の施行後、我が国の食品産業全体の実施率は、二〇〇八年度の七十九パーセントから二〇一三年度の八十五パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、食品廃棄物等の分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど低いこと、及び我が国は食料及び生産資材の多くを海外からの輸入に頼りながら、食品ロスを含め大量の食品廃棄物等を発生させていたことから、二〇一五年に、食品廃棄物等の削減のため、これまで調査をしていなかった食品ロスの発生状況をより実態に即して把握することを旨として基本方針の改正が行われた。

また、二〇一九年には、事業者から発生する食品ロス（以下「事業系食品ロス」という。）の量について、二〇〇〇年度比で、二〇三〇年度までに半減させる目標を新たに定めるとともに、二〇二三年には、カーボンニュートラル実現や食料安全保障の強化の観点から基本方針の改正が行われたところである。

近年、食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減は、持続可能な社会を構築する上での重要な課題であるとの認識が高まっている。食品循環資源の再生利用に関しては、二〇一六年一月に発覚した登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案を契機に、食品廃棄物の再生利用を含めた適正な処理に係る排出事業者責任の徹底の必要性が改めて強く認識された。食品ロスに関しては、二〇一五年に国連サミットで採択された持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ（以下「二〇三〇アジェンダ」という。）のターゲットの一つとして、二〇三〇年までにこれを半減するという目標

が掲げられ、二〇一八年に我が国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）においても同様の目標が掲げられるとともに、二〇一九年には食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行された。二〇二四年には、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めるため、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和六年八月二日閣議決定）が策定され、食品関連事業者、地方公共団体その他の団体による取組が積極的に進められているところである。食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、二〇二二年度には、事業系食品ロスの量について、二〇〇〇年度比で半減させる目標を達成したところである。

食料の多くを輸入に依存する我が国は、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、食料安全保障の強化が重要課題となっている。

また、輸入に依存する農業資材やその原料について、国内資源への代替転換を推進する観点からも食品循環資源の再生利用等の取組の促進が求められている。

二〇二〇年十月、政府は、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「地球温暖化対策計画」（令和三年十月二十二日閣議決定）では、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四十六パーセント削減する目標等を定め、その目標達成のための対策・施策の一つとして、温室効果ガスの排出削減にも資する３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進する旨が記述されており、食品循環資源の再生利用等を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献することが求められている。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品ロスの削減を含め食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用、これが困難な場合には熱回収を行い、やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

このため、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講じ、食品循環資源の再生利用等の促進を図るものとする。

2 関係者の取組の方向

食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、次に掲げる関係者それぞれが、

適切な役割分担の下で連携しつつ、積極的に参加することが必要である。

イ 食品関連事業者

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、その適正な処理に係る責任を有しているのみならず、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっての主導的な役割を担う責務があることを認識した上で、二に示す目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）に従って、食品廃棄物等の発生の抑制に取り組むとともに、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むものとする。なお、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等だけでなく、その適正な処理についても排出事業者として責任を有していることを強く認識した上で再生利用等に取り組む必要がある。また、特に食品ロスの削減は、食品廃棄物の削減という環境的側面からの便益のみならず、食品関連事業者の経営的側面からの便益にもつながるものであることを念頭に、二に示す事業系食品ロスの削減目標の達成に向け、積極的にこれに取り組むものとする。

食品関連事業者は、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等（農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品等を含む。以下同じ。）を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、地産地消や地域における食品の資源循環の環の構築に努めるとともに、判断基準省令に基づいて、農林漁業者等及び特定肥飼料等を製造する再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）に対して当該特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源の発生の状況、含有成分等について情報を提供するものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に加え、フードバンク等への食品の寄附量について、有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットその他の方法によって情報提供するように努めるものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡された再生利用事業者は、食品関連事業者と特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等とを結ぶ立場にある。このため、再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるとともに、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥飼料等の製造を行うよう努めるものとする。その際には、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう関係法令の遵守の徹底を含む必要な措置を講ずるものとする。なお、農林漁業者等が再生利用事業者となって再生利用事業を実施する場合についても同様とする。

農林漁業者等は、食品循環資源の再生利用の取組について理解を深めるとともに、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

ハ 消費者

食品関連事業者から発生する食品循環資源の再生利用等を促進する上で消費者が果たす役割は大きい。例えば、外食事業者から発生する食品ロスの削減のためには消費者による食べきり等の実践、食品小売業者から発生する食品ロスの削減のためには過度に品ぞろえを求めないなど消費者の意識及び行動の変革が重要である。このため、消費者は自らの食生活に起因する地域及び地球規模での環境への負荷に対する理解を深め、食品を購入・消費する各場面において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるものとする。

また、家庭から排出される食品廃棄物の量が、二〇二二年度においては、食品廃棄物等全体の排出量の約三割と大きな割合を占めていること、更に家庭から発生する食品ロスの量は事業系食品ロスの量と同程度であることに鑑み、消費者は、食品ロスの削減を始め、家庭からの食品廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

さらに、消費者が食品循環資源の再生利用等に資する商品を選択することにより、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進に一層の効果が期待できることから、消費者は食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力に努めるものとする。

ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者

食品循環資源の再生利用等の促進を通じて環境への負荷の少ない循環を基調とする持続可能な社会を構築していくためには、直営の社員食堂等の食品関連事業者以外の食品廃棄物等に関わる多様な主体の参加の下、社会全体で食品廃棄物等の削減等に取り組むことが重要である。

このため、学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の法に基づく措置を適確に実施するとともに、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。

また、特定肥飼料等が安定的に利用される必要があることから、国は、食品循環資源由来の再生品の活用を推進するために、肥料の原料供給事業者及び製造事

業者、利用者の連携づくりを進めるとともに、食品循環資源を利用した飼料（以下「エコフィード」という。）に係る優良事例の紹介や講習会の開催等、引き続き施策の推進を図る。

このほか、食品循環資源の再生利用等の促進に資する市町村の先進的な取組事例について調査し、その工夫点等を取りまとめ、公表するなど、市町村の取組を促進するための情報発信等に努めるものとする。

また、「地域脱炭素ロードマップ」（令和三年六月九日国・地方脱炭素実現会議決定）に位置付けられた食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じて先進的な事例を構築し、優良な事例等について周知することで、食品関連事業者の再生利用等に係る取組促進に努めるものとする。

さらに、発生抑制の目標としての基準発生原単位や、再生利用等に係る目標としての再生利用等実施率に関する分かりやすい情報発信に努めるとともに、新たに国が各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組み等、食品関連事業者による食品ロス削減の取組を一層推進する方策について検討する必要がある。検討に当たっては、取り扱っている食品の性状等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが地域や業種ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。

また、食品循環資源の再生利用等は生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理が行われることを前提に取り組まれるべきものであり、再生利用等を行う際にあっても適正処理がおろそかにされることはあってはならないことから、国は、食品関連事業者に対して食品廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任の在り方について、また再生利用事業者等に対しては関係法令の遵守の徹底について、継続的に周知するものとする。

へ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、地域における関係者と協力の上で、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等に係る消費者等に対する普及啓発、教育の実施等に努めるものとする。

特に市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制、食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となって、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向
食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、肥飼料等の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率でエネルギーを得ることができることに限り、熱回収を行うものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。

各手法の実施に当たっての基本的方向は、次のとおりである。

イ 発生の抑制

第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要である。特に外食産業など散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことから、食品ロスの削減を始めとする食品廃棄物等の発生の抑制が有効かつ重要である。このため、食品関連事業者においては、需要に応じた製造や販売を推進し、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、業種の特性や取引・販売の実態等も考慮し、食品廃棄物等の発生の抑制に向けた取組を行うものとする。なお、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため原材料を海外で製造された食材や他の食品関連事業者によって製造された食材等に切り換えることは、食品廃棄物等の発生場所を単に移転しただけに過ぎず、食品廃棄物等の発生の抑制につながるものではない点に留意する必要がある。

ロ 再生利用

第二に、食品循環資源については、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進めることが必要である。

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、自らが発生させる食品廃棄物等の量及び組成、特定肥飼料等の原材料としての需要等を十分に把握した上で、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

なお、食品廃棄物の再生利用は、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理を前提に取り組みされるべきものであり、再生利用を行う際にあっても適正処理がおろそかにされることはあってはならない。食品関連事業者は食品廃棄物の排出者として責任を重く認識し、その処理を他者に委託する場合には食品廃棄物が適正に処理されたことの確認等を通じて排出事業者責任を全うする必要がある。また、国においては、食品廃棄物が不適正に処理されないよう食品関連事業者、再生利用事業者等の関係者に継続的に周知徹底を図っていく必要がある。

食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）等関係法令の適正な運用を行うものとする。特に飼料安全法に規定する飼料の製造に際しては、農林水産省において、飼料安全法に基づく遵守事項を整理した「食品循環資源利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」（令和二年八月三十一日付け二消安第二四九六号農林水産省消費・安全局長通知）を定めていることから、この内容を踏まえた飼料化に取り組むことが求められている。当該ガイドラインに記載されている内容は、製品の品質を確保する観点から、他の再生利用の手法にも十分通用するものであることから、これが広く活用されることが望ましい。また、食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有するものが多いことから、再生利用の実施に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないように、悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令も遵守しなければならない。また、再生利用を行う場合は、事業の採算性及び処理残さの適正な処理に配慮した上で、取組を行う必要がある。

また、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、この基本方針で定める再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた食品循環資源の再生利用の促進を通じてカーボンニュートラルにも貢献することが重要である。

今後、食品循環資源の再生利用を一層促進するため、国は、食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせて、他の利用方法について幅広く検討を行い、製品の品質を確保できる技術が確立され、一定の需要が確実に見込まれ、適正な処理が見込まれる等の一定の条件に適合する場合には、新たな再生利用の手法を追加していくものとする。

(1) 飼料化

飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与するとともに、輸入飼料に比べて安定した価格で流通するため畜産物の安定生産に資することから、優先的に選択することが重要である。特に受皿である畜産農家が多く存在する地域にあっては、家畜排せつ物由来の堆肥との競合を避ける観点からも、飼料化を促進するよう努めるものとする。食品循環資源のペットフードとしての活用についても、引き続き促進を図っていくものとする。

(2) 肥料化

飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化（食品循環資源を原材料とするメ

タン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。以下同じ。)を行うことが重要である。

肥料化については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十九条に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（農業環境規範）の普及等により、引き続き再生利用製品である肥料の一定の需要が見込まれることから、地域や市場における有機質肥料の需給状況等を十分に踏まえつつ、利用先の確保を前提とした上で実行していく必要がある。

なお、肥料化に当たり、原料に汚泥を使用した場合には、汚泥肥料に該当するため、普通肥料として肥料の品質の確保等に関する法律第四条の登録を受ける必要があることに留意しなければならない。また、汚泥肥料中の重金属について、その適正な管理を推進するための「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成二十二年八月農林水産省作成）や、堆肥生産の際に有害微生物を増加させることなく適正に生産するための「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（平成二十三年六月農林水産省作成）を踏まえ、肥料化に取り組むことが必要である。

(3) きのかの類の栽培のために使用される固形状の培地への活用

食品循環資源をきのかの類の栽培のために使用される固形状の培地（以下「菌床」という。）として活用することで、食品循環資源の有する成分の有効利用につながる。

このため、食品循環資源の再生利用の手法の一つとして、菌床への活用を促進することが重要であり、飼料化及び肥料化が困難な場合には、食品循環資源の性質、地域の菌床の需要等に応じて菌床への再生利用を行う。

(4) 飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用（メタン化等）

飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な場合には、メタン化等の再生利用を行うことが重要である。

炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化防止の観点から取組を促進することが重要である。

油脂化及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図られてきたほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料として有効活用する取組が進んでいる。また、エタノール化についても、バイオ燃料として有効活用する取組が見られるところである。これらの取組は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減に寄与しているところである。

メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンが発電に利用でき、食品廃棄物等が大量に発生するものの飼料、肥料及び菌床の消費が少ない都市部においても

1 需要があることから、飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な地域における再
2 生利用の受皿として有効であるため、取組を促進していく必要がある。

3 4 ハ 熱回収

5 第三に、食品循環資源について、油分や塩分を多く含む場合等その性状等から
6 再生利用を実施することが困難な場合は、熱回収により、有効な利用を図ること
7 が重要である。

8 バイオマスである食品循環資源の焼却熱の利用についても、化石燃料の使用量
9 の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながり、地球温暖化の防止に
10 寄与するものであることを踏まえ、法において、一定の要件を満たす場合に限り、
11 食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用す
12 る熱回収を行うことが再生利用等の一環として位置付けられている。

13 しかし、熱回収の要件に合致していると考えられる場合であっても、食品関連
14 事業者において熱回収の実施が十分に検討されていないときがあることから、国
15 は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動
16 向を踏まえ、食品関連事業者に対し適切な情報提供を図るものとし、食品関連事
17 業者は、制度の適正な活用を図るものとする。

18 19 ニ 減量

20 第四に、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、腐敗しやす
21 いという特性に鑑み、食品関連事業者が自ら脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施す
22 ることにより、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させ、その後の廃棄処
23 分を容易にすることが重要である。これらの食品廃棄物等の減量を行う場合には、
24 減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置
25 を講ずるものとする。

26 27 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

28 29 1 発生の抑制に係る目標

30 国は判断基準省令第三条第二項の規定に基づき、食品廃棄物等の基準発生原単位
31 を定めることとされている。国は、最新のデータに基づき基準発生原単位を定めた
32 上で、食品関連事業者は、同項の規定に基づき主務大臣が定める期間（目標期間）
33 内に食品廃棄物等の発生原単位がこの基準発生原単位以下になるよう努めるもの
34 とする。また、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位を下回った場合であつ
35 ても、引き続き、当該発生原単位を維持し、又は低減させるよう努めるものとする。

36 基準発生原単位が設定されていない食品関連事業者においても、自主的な努力に
37 より発生原単位の減少に努めるものとする。国は、食品廃棄物等の実態把握が不十
38 分なため現段階では基準発生原単位の設定が困難等と整理された業種について、食

品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、食品廃棄物等の発生の抑制に係る目標の設定その他の食品廃棄物等の発生の抑制の促進のための方策を検討するものとする。

2 事業系食品ロスの削減に係る目標

事業系の食品廃棄物等において、特に本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品ロスの削減については、二〇二二年度に事業系食品ロスの量を二〇〇〇年度比で半減させる目標を達成したことから、新たな目標を定めることとする。

新たな目標については、食品ロスの発生実績のすう勢を基本とする予測に加えて、今後の食品ロス削減のための取組の拡大余地や二〇二〇年度から二〇二二年度頃にかけて社会経済情勢を大きく変化させた新型コロナウイルス感染症の影響やその間に起きた消費者の行動変容等を踏まえ、二〇〇〇年度比で、二〇三〇年度までに六十パーセント削減させる目標とする。

新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が重要であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程（以下、「サプライチェーン」という。）全体で事業系食品ロスの削減に向けた取組をより一層進める必要がある。

また、食品廃棄物等の大半が不可食部であるとの理由から発生の抑制の目標値の設定が困難とされた業種のように食品の種類や業種等によって、食品ロスを削減する余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標としてこれを定める。

3 再生利用等の実施率に係る目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率に換算するものとし、二〇二九年度までに、食品小売業にあっては二〇二二年度の実施率が全体で六十一パーセントと、二〇二四年度までの目標（六十パーセント）を達成していることから全体で六十五パーセントに、向上させることを目標とする。食品製造業にあっては全体で九十五パーセントと既に一定以上の取組が進められていることから目標を据え置くこととする。また、食品卸売業及び外食産業にあっては二〇二二年度の実施率がそれぞれ六十二パーセント及び三十二パーセントと、二〇二四年度までの目標（それぞれ七十五パーセント及び五十パーセント）からかい離していることから、二〇二九年度までの目標については、二〇二四年度までのそれぞれの目標を据え置いた上で、再生利用等の促進のための取組を一層推進するものとする。

また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に

1 関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促
2 進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携
3 しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

4 国は、この目標の達成状況を把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者に該当
5 しない食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握に努
6 めるものとする。

7 この目標は、その達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行
8 うものとする。

9 なお、再生利用等を実施していない食品廃棄物等は、おおむね焼却・埋立てがな
10 されている。このような再生利用等を実施していない食品廃棄物等の存在を認識す
11 ることで、これらの焼却・埋立てを削減し、実施率を高めようとする意識がより働
12 くようになることから、参考値として焼却・埋立ての削減目標を定めるものとする。

13 具体的には、焼却・埋立てを実施する量を焼却・埋立て実施率に換算するものと
14 し、二〇二九年度までに、食品製造業にあっては全体で五パーセント、食品卸売業
15 にあっては全体で二十五パーセント、食品小売業にあっては全体で三十五パーセン
16 ト、外食産業にあっては全体で五十パーセントをそれぞれ下回ることを参考目標と
17 する。

18 19 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

20 二で掲げた目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくため、次
21 のような措置を講ずるものとする。

22 23 1 食品関連事業者の取組の促進

24 イ 食品関連事業者全体の取組

25 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっての主導的な役
26 割を担う責務があることを認識した上で、判断基準省令に従って、食品廃棄物等
27 の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組
28 むものとする。

29 再生利用等の実施率について、二〇二二年度の実績が二〇二四年の目標からか
30 い離している食品卸売業及び外食産業においては、右記の取組を一層推進するも
31 のとする。また、特に外食産業においては、右記の取組に加え、優良事例の研究
32 や食品循環資源の再生利用の意義、発生抑制等に係る取組事例等を内容とするマ
33 ニュアルの普及や収集運搬業者等との連携強化等を通じて、再生利用等実施率の
34 向上に向けた取組を行うこととする。

35 36 ロ フランチャイズチェーン等における取組

37 食品廃棄物等多量発生事業者が本部事業者として経営するフランチャイズチ
38 ェーンについては、本部事業者に対し加盟者の取組を含めた定期報告が求められ

1 ていることに鑑み、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、
2 国は、当該本部事業者に対して指導及び助言を行い、必要に応じ勧告及び命令を
3 行うものとする。

4 また、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しないフランチャイズチェーン、ボ
5 ランタリーチェーン等については、本部事業者が加盟者に食品循環資源の再生利
6 用等の促進を要請すること、加盟者が本部事業者が実施する食品循環資源の再生
7 利用等の促進のための措置に協力すること等により、チェーン全体での取組が促
8 進されるよう努めるものとする。

9 10 ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

11 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者についても、判断基準省令
12 に即した取組が求められているところであるが、これらは中小規模の食品関連事
13 業者が多いことから、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や
14 再生利用等の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高めるなどの工夫
15 を行いつつ、食品循環資源の再生利用等を推進するものとする。

16 また、関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を促進する観点か
17 ら、このような取組が地域の実情に応じて行われるよう必要な措置を講ずるよう
18 努めるものとする。

19 20 ニ 定期報告制度の運用

21 国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び
22 食品循環資源の再生利用等の状況並びに食品廃棄物の不適正処理の防止に係る
23 取組の実施状況に関するデータを、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を
24 通じて、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその
25 取組の促進を図るものとする。

26 また、地域における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実
27 施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源
28 の再生利用等を促進するために、食品廃棄物等多量発生事業者は国に都道府県別
29 及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量
30 を報告することとし、国はこれらを整理した上で公表するものとする。

31 32 ホ 食品関連事業者への指導等

33 国は、食品関連事業者に対して、エコアクション 21、エコマーク等の関連する
34 制度を活用しつつ、食品廃棄物等の発生の抑制に係る目標、食品ロスの削減に係
35 る目標、食品循環資源の再生利用等の実施率に係る目標、登録再生利用事業者制
36 度等の食品循環資源の再生利用等に係る制度、関係法令、特に食品廃棄物等多量
37 発生事業者以外の食品関連事業者についての食品循環資源の再生利用等に係る
38 優良な事例等を収集し、周知することで、再生利用等に関する食品関連事業者の

意識の向上とその取組を促進するものとする。

その他、食品関連事業者の再生利用等に関する取組を支援するため、地方公共団体との連携や登録再生利用事業者数の確保等に関する取組を推進する。

また、食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況について精度の高い把握に努め、その結果に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、食品関連事業者に対して法に基づく指導、助言等を積極的に行うものとする。

さらに、食品廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任について継続的に食品関連事業者に対して周知するものとする。

市町村においても、食品循環資源の再生利用等を一般廃棄物処理計画に位置付けた上で、事業系一般廃棄物の処理の有料化等の更なる推進及び多量に一般廃棄物を排出する食品関連事業者に対する事業系一般廃棄物の減量に向けた指導の徹底を行うことが期待される。

2 官民を挙げた食品ロスの削減

食品ロスは、食品流通段階における梱包資材の破損等による規格外品の発生、需要予測がずれることによる売れ残り、必要量以上の購入による家庭での廃棄等の様々な要因により発生する。また、食品小売業者への納品期限を製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習も食品ロスの発生の要因の一つとされるほか、消費者の賞味期限への理解不足、過度な鮮度志向等も要因として指摘されている。

二〇一二年から、官民を挙げた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）が行われており、また、二〇一九年には食品ロス削減推進法が施行され、二〇二四年からは食の環（わ）プロジェクトが開始されるなど、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で事業系食品ロスの削減に向けた取組が進められてきた。

今後、より一層食品ロスを削減し、二に掲げた食品ロスの削減に係る目標を達成するため、次に掲げる者が中心となって、それぞれ次に定める取組を関係者と連携して実施するよう努めるものとする。

その際、業種や取り扱う食品の種類等によって食品ロスの発生要因が異なり、また、食品ロス削減が困難な場合があることに留意しつつ、例えば、食品製造業における原材料端材、食品小売業における販売期限切れの商品、外食産業における食べ残し等、発生量が多い食品廃棄物等の発生源における削減可能性を検討し、それぞれの業種・食品の種類等に応じて効果的と考えられる取組を着実に推進していくことが重要である。

イ 食品関連事業者

食品ロスの削減は、食品廃棄物等の削減という環境的側面からの便益のみならず、食品関連事業者の経営的側面からの便益や地域社会への支援等の社会貢献にもつながるものであり、食品関連事業者においては、環境対策としてだけでなく経営改善の一環や社会貢献活動として積極的に食品ロス削減に取り組んでいくことが期待される。

サプライチェーン全体を通じて、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及による在庫の適正化、フードシェアリング等のサービスの活用、フードバンク等への未利用食品等の寄附、自らの取組に関する情報を適切に提供することによる消費者の理解の促進等の取組を行うほか、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者にはそれぞれ次の取組を進めていくことが期待される。

(1) 食品製造業者

食品製造業者には、食品原料のより無駄のない利用、製造工程及び輸送行程における鮮度保持等による自らの事業活動に伴い発生する食品ロスの削減に加え、賞味期限の延長及び年月表示や日まとめ表示等の賞味期限の表示方法の工夫等による食品関連事業者から発生する食品ロスの削減につながる取組に努める。また、消費実態に合わせた商品の容量の適正化による家庭等からの食品ロスの削減が期待される。

(2) 食品卸売業者及び食品小売業者

食品卸売業者及び食品小売業者は、納品期限を緩和するとともに、発注を早期に行うなど、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制を円滑に実施できるよう努める。また、食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等が期待される。

(3) 外食事業者

外食事業者から発生する食品廃棄物等については、その性状や排出形態から、再生利用よりも食品ロス削減による発生の抑制が適している場合が多い。外食事業者からの食品ロスの削減に関しては、「調理」及び「提供」の二つの段階で取り組む必要があるが、提供時及び提供後の対策としては、高齢者、女性等の消費実態に合わせた小盛りメニューの導入や持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入等の自らによる取組の促進に加え、これらの取組に対する協力、食べきり運動（三〇一〇（さんまるいちまる）運動等）の実施等に係る消費者への普及啓発が有効である。外食事業者には、食品ロスの削減に係る地方公共団体と連携した消費者への普及啓発の実施が期待される。

ロ 消費者

食品関連事業者から発生する食品ロスの削減のために、消費者が果たす役割は大きい。外食事業者から発生する食品ロスの削減のためには、消費者による適量な注文、持ち帰り容器の活用、食べきり運動の実施等による食べ残しの削減が有効である。また、食品小売業者からの食品ロスの削減のためには、過度な鮮度志向の改善が有効である。消費者には、食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解等が期待される。

また、家庭からの食品ロスの削減のため、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動の率先、調理の工夫等による家庭での食品の食べきり・使いきり等の取組を進めることが期待される。

ハ 国及び地方公共団体

国及び地方公共団体は、消費者が主体的に食品ロス削減に取り組むよう食品ロスの削減に関する積極的な普及啓発及び食育の推進を行う。また、納品期限の緩和を始めサプライチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組の促進及び消費者との協力の下での食品ロスの削減に努めるよう、食品関連事業者に対して働き掛けるものとする。

また、国は、フードサプライチェーンにおける需要予測の高度化を推進するとともに、消費者からの理解・評価を深めて取組を促進するために、食品関連事業者の発生抑制等の取組の見える化の促進、未利用食品等の提供の促進を図ることを目的とした「食品寄附ガイドライン」（令和六年十二月食品寄附等に関する官民協議会作成）や外食時に食べきりを実践してもなお発生する食べ残しについて、持ち帰り促進を図ることを目的とした「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和六年十二月消費者庁、厚生労働省作成）の活用の促進を行うものとする。

さらに、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入している地方公共団体等が中心となった食品ロスの削減に向けた取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

登録再生利用事業者の数は、二〇二三年度末時点で百五十三となっており、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録再生利用事業者の増加につなげる観点から、優良事例の周知等、制度の更なる活用促進について、検討・実施するものとする。

一方、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理

法」という。)等の関係法令に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消し等の措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくものとする。

また、登録再生利用事業者による自主的な取組として、登録再生利用事業者の中で優良な事業者を認定する制度の運用が行われており、こうした自主的な取組を行う者とも協力しつつ、再生利用事業者の育成等を行っていくものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めるものとする。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

認定計画の数は、二〇二三年度末時点で五十三件にまで増加している。認定計画に基づく食品の資源循環の環（以下「リサイクルループ」という。）は、地域循環共生圏の実現のための取組の一つとして、その構築を一層推進していく必要がある。

このため、国にあっては食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等のマッチングを強化することによって、地方公共団体にあってはリサイクルループに対する更なる理解の促進等を通じて主体間の連携を促すことによって、地域における多様なリサイクルループの形成を促進するものとする。また、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等は、リサイクルループの構築のみならず、地域における多様な食品の資源循環の環に係る取組についても、これを促進するよう努めるものとする。

消費者は、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組に対する理解を深めるとともに、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用によって製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくよう努めるものとする。

また、国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量等の認定計画の実施状況の把握を行っていくとともに、再生利用事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲内での軽減について検討するものとする。

5 施設整備の促進

食品循環資源の再生利用を促進するためには、再生利用施設の整備を促進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。再生利用に係るコスト負担が重く取組が低迷する傾向にある食品流通の川下の食品関連事業者の取組を促進するため、市町村は、一般廃棄物処理施設の更新や廃棄物処理システムの見直しに当たり、適正処理の確保を前提に周辺の市町村との協力の下での処理の広域化や民間事業者の活用を進め、飼料化、肥料化、菌床への活用、メタン化等の

再生利用施設の整備を地域の特性に応じて進めることが重要である。また、汚泥再生処理センター、下水処理施設その他のバイオマスの処理施設における、地域で発生するし尿・浄化槽汚泥、下水汚泥等と併せたメタン化等による効率的なバイオマス利活用についても検討を進めることが有効である。その際、消化液を肥料として利用する場合には異物の混入のリスク等を十分に考慮に入れ、食品循環資源の排出者に対して分別の徹底等に係る協力を求めるなどの対応を講ずることが重要である。

都道府県は、複数の市町村の連携の下での広域的な処理の促進のため、地域の実情に応じた調整を行うことが重要である。

国は、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設及びエネルギー利用施設の整備、既存施設の有効活用等地域の実情に応じた意欲的な取組を行う市町村に対する支援や民間事業者が設置する再生利用施設の整備について支援を行っていく必要がある。また、先進的な取組を行っている市町村の事例について、他の市町村の参考となるよう広く周知する必要がある。

6 国と地方公共団体との連携等を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

再生利用等が実施されない理由として、取組意欲が必ずしも高くない食品関連事業者がいまだに存在すること、特に外食事業者では少量かつ多様な食品廃棄物等が発生し、分別が困難であること、再生利用等を実施する意欲のある食品関連事業者であっても、周辺に再生利用事業者が存在しないため再生利用等を実施できないこと、市町村等による事業系一般廃棄物の処理手数料と比較して再生利用事業者の処理料金が高的場合に食品関連事業者が再生利用等を行うことによる負担増を回避していることなどが挙げられる。

国は、こうした現状を踏まえ、地方公共団体の協力を得つつ食品関連事業者に対する積極的な指導、助言等を行うものとする。特に取組意欲が必ずしも高くない食品関連事業者や食品廃棄物等の分別が困難な外食事業者に対しては、食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者も含めてその再生利用等の取組を収集し、優良事例として周知するものとする。また、再生利用等を実施する意欲のある食品関連事業者であっても、周辺に再生利用事業者が存在しないことで再生利用等を実施できない場合があることから、登録再生利用事業者の優良事例を再生利用事業者に周知すること等により登録再生利用事業者数の確保に努めるとともに、登録再生利用事業者が所在する区域やリサイクルループの範囲内においては再生利用製品である特定肥飼料等の確実な利用が見込まれるため、これらの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行うものとする。

さらに、市町村は、一般廃棄物の処理料金について、環境保全を前提としつつ地

域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、今後人口減少等が進む中、地方公共団体の財政状況等も厳しくなることが予想され、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることの重要性並びに中長期的に持続可能な適正処理の確保に向けた安定的な施設整備及び運営という観点も踏まえ、事業系一般廃棄物については排出事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。加えて市町村は、一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（３Ｒ）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進するものとする。

地域における食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況、再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待される。市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるとともに、地域における食品循環資源の再生利用等の推進等を図るものとする。

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、市町村の境を超えた広域的なリサイクルループの形成等を通じ、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図るものとする。

また、国は、地方公共団体との連携の強化に努める観点から、地方公共団体に対しては、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明や意見交換を随時行うほか、都道府県及び市町村の廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、必要に応じて廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うとともに、法に基づく取組への一層の積極的な対応等を促すものとする。加えて再生利用等の取組を推進しようと考えている地方公共団体を積極的に支援するため、食品循環資源の再生利用等を促進する上で参考となる情報等を整理し、あらゆる機会を通じた情報発信を更に強化し、関係者との連携を促すこととする。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

家庭から発生する食品循環資源の再生利用等については、地域の実情に応じて、近隣地方公共団体とも連携しつつ市町村が中心となった取組が各地で実施されている。

国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の促進等により、消費者の効果的な行動変容を促す普及啓発等の取組を行うものとする。

また、国は、市町村の果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援等を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図るものとする。

消費者は、2のロに示した食品ロスの削減の取組を実施するよう努めるとともに、食品を廃棄する際には生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努め、また、家庭から発生する食品循環資源の再生利用等が行われている場合には、食品循環資源の分別等を通じてこれに協力するよう努めるものとする。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

食品循環資源の再生利用等を促進するため、国は、特定肥飼料等の製造の技術的支援と併せて、肥料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした肥料を認証する仕組み並びに当該肥料を利用した農産物や当該農産物を使用した加工食品を普及する仕組み（食品リサイクル製品認証・普及制度）を広く普及するものとする。また、飼料については、成分及び品質についての一定の基準を満たしたエコフィードを認証する仕組み（エコフィード認証制度）並びにエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及び当該畜産物を使用した加工食品を認証する仕組み（エコフィード利用畜産物認証制度）を広く普及啓発するものとする。

さらに、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組む優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進するものとする。

9 研究開発及び新技術活用の促進

食品循環資源の再生利用等を一層促進していくためには、経済性及び効率性に優れた技術の開発及び普及が不可欠である。

このため、国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

特に近年、ITやAI、電子タグ等の新技術を活用した、フードシェアリングサービスやダイナミックプライシングの導入による売り切りの徹底、食品の需要予測の精緻化や在庫管理の効率化による売れ残りの削減等、食品ロスの削減に向けた新しい取組が進められている。国及び地方公共団体は、関係者と協力の上でこれらの技術を活用した取組を進めていくよう努めるものとする。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制を始めとする広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全

に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development の略）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示等に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者が提供する農畜水産物等の購入の推進、当該食品関連事業者の店舗の積極的な利用等の食品関連事業者の取組の支援につながる消費行動の推進、食品廃棄物をなるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及等を図るものとする。また、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等については、食育の題材として適していることから、食育のテーマの一つとして取り上げるなどして、消費者等の「もったいない」という意識の醸成を図るものとする。

また、このような意識の醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することが重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、こどもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めるものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に加え、フードバンク等への食品の寄附量について、有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットその他の方法によって情報提供するよう努めるものとする。

また、国は、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制等の取組を国民が知り、評価できるよう、定期報告制度により報告された情報その他の関連する情報の任意開示に用いる統一フォーマットの作成を検討するものとする。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の促進については、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による循環型社会形成の推進という効果のみならず、環境教育・環境学習や食育の推進のほか、気候変動対策、地域活性化やバイオマスの利活用、食料安全保障の向上、有機農業の推進、福祉施策との連携、国及び地方公共団体自体の災害用備蓄食品の有効活用等、関連する多様な政策目的の達成にも資するものである。このことを踏まえ、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携を強化し、食品循環資源の再生利用等に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。